

●香川県監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年8月30日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋	嶋 明 人
同	山	田 正 芳
同	十	河 直

- 1 監査対象部局 水道局
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
水道局	平成25年7月19日
県営水道事務所	平成25年7月17日

4 監査の結果

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。  
なお、軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。